

令和５年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する
支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果
(滋賀県版)

厚生労働省が実施した、令和5年度における高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(いわゆる高齢者虐待防止法。以下「法」という。)に基づく対応状況等に関する調査結果(滋賀県版)は以下のとおりであった。

【留意事項】

- ◎ 本調査では、以下の事例を集計対象とする。
 - ・ 養介護施設従事者等による高齢者虐待の場合
虐待を受けている(受けていると思われる場合も含む)高齢者本人の年齢が、65歳以上の事例および65歳未満で養介護施設・事業所を利用する障害者を集計対象とする。

※ 65歳未満の障害者については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行により平成24年10月より高齢者虐待防止法および本調査の対象となっている。
 - ・ 養護者による高齢者虐待の場合
虐待を受けている(受けていると思われる場合も含む)高齢者本人の年齢が、65歳以上の事例のみを集計対象とする。ただし、年齢不詳であるものの65歳以上と推測された事例は集計対象とする。
- ◎ この調査結果における「相談・通報件数」は原則として、令和5年4月1日～令和6年3月31日の期間に、各市町で新たに相談または通報として受理した事例を集計対象とする。
- ◎ 記載に関する留意点は次のとおりである。
 - ・ 調査結果における割合(%)の表記は、各数値を四捨五入しているため、内訳の合計が100%に合わない場合がある。
 - ・ 以下の各表には、令和4年度から令和元年度の調査結果の数値を参考として示している。

【調査結果の全体像】

※（ ）内は、対前年増減。

	養 護 者 に よ る 虐 待		B/A (%)	養 介 護 施 設 従 事 者 等 に よ る 虐 待		B/A (%)
	相 談 ・ 通 報 受 理 件 数 A	虐 待 と 判 断 さ れ た 件 数 B		相 談 ・ 通 報 受 理 件 数 A	虐 待 と 判 断 さ れ た 件 数 B	
R5年度	694件 (+37件・5.6%増)	406件 (+91件・28.9%増)	58.5%	36件 (+11件・44.0%増)	8件 (+1件・14.3%増)	22.2%
R4年度	657件 (+48件・7.9%増)	315件 (+14件・4.7%増)	47.9%	25件 (+3件・13.6%増)	7件 (+1件・16.7%増)	28.0%
R3年度	609件 (-28件・4.4%減)	301件 (-78件・20.6%減)	49.4%	22件 (-5件・18.5%減)	6件 (-2件・25.0%減)	27.3%
R2年度	637件 (+30件・4.9%増)	379件 (+9件・2.4%増)	59.5%	27件 (-14件・34.1%減)	8件 (-3件・27.3%減)	29.6%
R1年度	607件 (+38件・6.7%増)	370件 (+20件・5.7%増)	61.0%	41件 (+6件・17.1%増)	11件 (-6件・35.2%減)	26.8%
H30年度	569件 (+35件・6.6%増)	350件 (-5件・1.4%減)	61.5%	35件 (+9件・34.6%増)	17件 (+6件・54.5%増)	48.6%
H29年度	534件 (-11件・2.0%減)	355件 (-28件・7.3%減)	66.5%	26件 (+3件・13.0%増)	11件 (+0件・増減なし)	42.3%
H28年度	545件 (+54件・11.0%増)	383件 (+54件・16.4%増)	70.3%	23件 (-3件・11.5%減)	11件 (+2件・22.2%増)	47.8%
H27年度	491件 (-24件・4.7%減)	329件 (-22件・6.3%減)	67.0%	26件 (+11件・73.3%増)	9件 (+8件・800.0%増)	34.6%
H26年度	515件 (+57件・12.4%増)	351件 (+65件・22.7%増)	68.2%	15件 (+6件・66.7%増)	1件 (-1件・50.0%減)	6.7%
H25年度	458件 (-32件・6.5%減)	286件 (-12件・4.0%減)	62.4%	9件 (-4件・30.8%減)	2件 (+2件・皆増)	22.2%
H24年度	490件 (-29件・5.6%減)	298件 (-44件・12.9%減)	60.8%	13件 (+8件・160.0%増)	0件 (+0件・増減なし)	0.0%
H23年度	519件 (+35件・7.2%増)	342件 (+5件・1.5%増)	65.9%	5件 (+3件・150%増)	0件 (+0件・増減なし)	0.0%
H22年度	484件 (+24件・5.2%増)	337件 (+29件・9.4%増)	69.6%	2件 (+1件・100%増)	0件 (+0件・増減なし)	0.0%
H21年度	460件 (+95件・26.0%増)	308件 (+48件・18.5%増)	67.0%	1件 (-4件・80.0%減)	0件 (-2件・100%減)	0.0%
H20年度	365件 (+50件・15.9%増)	260件 (+39件・17.6%増)	71.2%	5件 (+0件・増減なし)	2件 (+2件・皆増)	40.0%
H19年度	315件 (+14件・4.6%増)	221件 (+19件・9.4%増)	70.2%	5件 (+2件・66.7%増)	0件 (+0件・増減なし)	0.0%
H18年度	301件 (-)	202件 (-)	67.1%	3件 (-)	0件 (-)	0.0%

図1 養護者による虐待 (件)

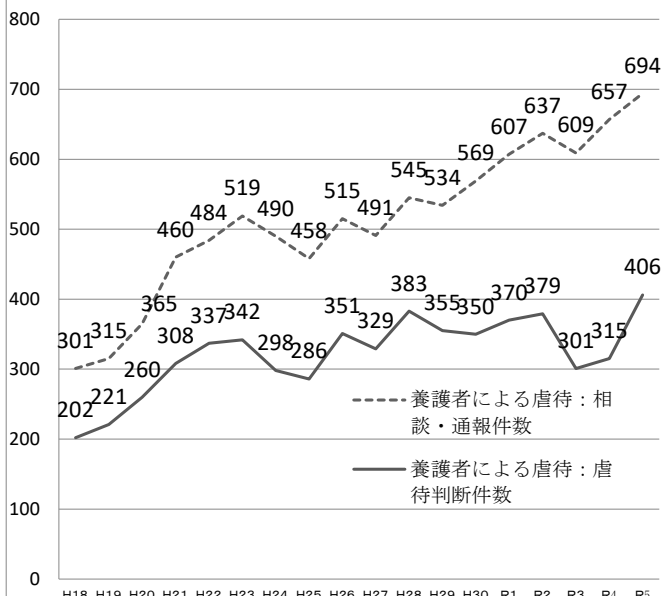
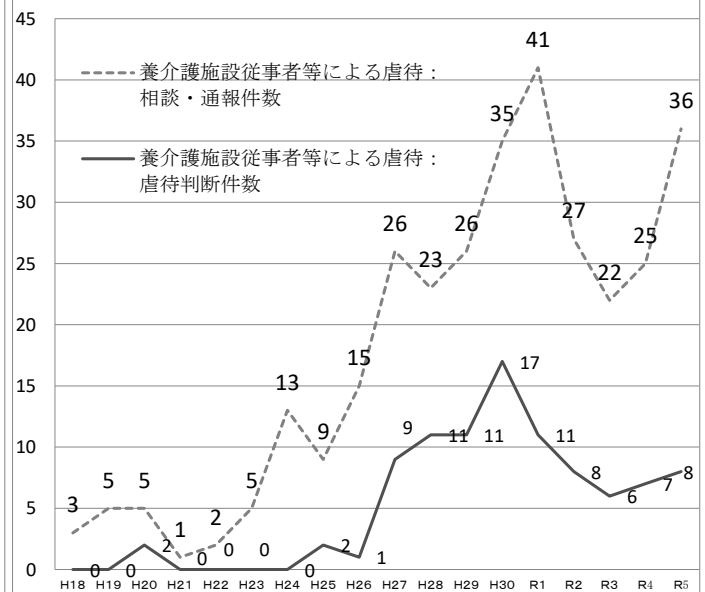


図2 養介護施設従事者等による虐待 (件)



1. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

(1) 相談・通報件数（表1）

令和5年度に、県内で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、694件であった。

表1 相談・通報件数

	R5年度		R4年度		R3年度		R2年度		R1年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
対象年度内に通報等を受理した事例	694	68.6%	657	67.0%	609	65.9%	637	61.6%	607	62.1%
対象年度以前に通報等を受理し、 事実確認調査が対象年度となった事例	68	6.7%	53	5.4%	38	4.1%	102	9.9%	86	8.8%
対象年度以前に通報受理・事実確認した 虐待事例で、対応が対象年度となった事例	249	24.6%	270	27.6%	277	30.0%	295	28.5%	285	29.1%
合計	1011	100.0%	980	100.0%	924	100.0%	1,034	100.0%	978	100.0%

(2) 相談・通報者（表2）

相談・通報者の内訳は、「介護支援専門員」が262人（37.8%）と最も多く、次いで「警察」が105人（15.1%）、「当該市町行政職員」が68人（9.8%）であった。
※1件の事例に対し、複数者から相談・通報があった場合、相談・通報者の内訳に重複して計上されるため、内訳の合計は、相談・通報件数694件と一致しない。

表2 相談・通報者（複数回答）

		介護 支援 専門員	介護 保険 事業所 職員	医療 機関 従事者	近隣 住民 ・ 知人	民生 委員	被虐待 者本人	家族 ・ 親族	虐待者 自身	当該 市町 行政 職員	警察	その他	不明 (匿名 を含む)	合 計
R5年度	人	262	42	30	25	13	29	57	21	68	105	60	0	712
	割合	37.8%	6.1%	4.3%	3.6%	1.9%	4.2%	8.2%	3.0%	9.8%	15.1%	8.6%	0.0%	—
R4年度	人	265	54	28	12	17	43	48	15	72	91	37	2	684
	割合	40.3%	8.2%	4.3%	1.8%	2.6%	6.5%	7.3%	2.3%	11.0%	13.9%	5.6%	0.3%	—
R3年度	人	228	40	27	10	22	30	47	10	62	114	42	0	632
	割合	37.4%	6.6%	4.4%	1.6%	3.6%	4.9%	7.7%	1.6%	10.2%	18.7%	6.9%	0.0%	—
R2年度	人	288	24	24	21	10	40	45	15	60	93	33	0	653
	割合	45.2%	3.8%	3.8%	3.3%	1.6%	6.3%	7.1%	2.4%	9.4%	14.6%	5.2%	0.0%	—
R1年度	人	262	42	32	18	15	31	53	6	65	60	34	3	621
	割合	43.2%	6.9%	5.3%	3.0%	2.5%	5.1%	8.7%	1.0%	10.7%	9.9%	5.6%	0.5%	—

(注)割合は、相談・通報件数（R5：694件、R4：657件、R3：609件、R2：637件、R1：607件）に対するもの。

(3) 事実確認調査の状況（表3）

相談・通報のあった事例についての対応としては、「事実確認調査を行った事例」が734件、「事実確認調査を行っていない事例」が28件であった。

「事実確認調査を行った事例」734件については、「立入調査以外の方法により事実確認調査」が行われたのが732件、その内訳は、「訪問調査により事実確認調査を行った事例」が651件、「関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例」が81件であった。

一方、「事実確認調査を行っていない事例」28件についての内訳は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認調査不要と判断した事例」が12件、「相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の可否を検討中の事例」が16件であった。

※「事実確認調査の状況」の対象件数762件は、(1)の相談・通報件数694件と相談・通報が令和5年度以前にあり、その事実確認の対応が令和5年度中に実施された事例件数68件の合計。

表3 事実確認調査の状況

	R5年度		R4年度		R3年度		R2年度		R1年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
対象件数	762	100.0%	710	100.0%	647	100.0%	739	100.0%	693	100.0%
事実確認調査を行った事例	734	96.3%	666	93.8%	619	95.7%	697	94.3%	650	93.8%
立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例	732	96.1%	666	93.8%	619	95.7%	696	94.2%	650	93.8%
訪問調査により事実確認調査を行った事例	651	85.4%	622	87.6%	560	86.6%	629	85.1%	597	86.2%
関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	81	10.6%	44	6.2%	59	9.1%	67	9.1%	53	7.6%
立入調査により事実確認調査を行った事例	2	0.3%					1	0.1%		
（立入調査のうち）警察が同行した事例	2	0.3%					1	0.1%		
（立入調査のうち）援助要請をしなかった事例										
事実確認調査を行っていない事例	28	3.7%	44	6.2%	28	4.3%	42	5.7%	43	6.2%
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認調査不要と判断した事例	12	1.6%	30	4.2%	18	2.8%	34	4.6%	26	3.8%
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の可否を検討中の事例	16	2.1%	14	2.0%	10	1.5%	8	1.1%	17	2.5%

（4）事実確認調査の結果（表4）

「事実確認調査を行った事例」734件のうち、事実確認調査の結果、市町が「虐待を受けた、または受けたと思われたと判断した事例（以下、「虐待判断事例」という。）」の総数は406件であった。

一方、事実確認調査の結果、市町が「虐待ではないと判断した事例」は293件、「虐待の判断に至らなかった事例」は35件であった。

表4 事実確認調査の結果

	R5年度		R4年度		R3年度		R2年度		R1年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
対象件数	762	100.0%	710	100.0%	647	100.0%	739	100.0%	693	100.0%
事実確認調査を行った事例	734	96.3%	666	93.8%	619	95.7%	697	94.3%	650	93.8%
虐待を受けた（受けたと思われた）と判断した事例	406	53.3%	315	44.4%	301	46.5%	379	51.3%	370	53.4%
虐待ではないと判断した事例	293	38.5%	266	37.5%	232	35.9%	226	30.6%	143	20.6%
虐待の判断に至らなかった事例	35	4.6%	85	12.0%	86	13.3%	92	12.4%	137	19.8%

以下、虐待判断事例の総数406件（実人数415人）について、虐待の種別・類型、被虐待者の状況および虐待への対応策等の集計を行った。

※1件の事例に対し、被虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例の総数406件に対し、被虐待者の総数は415人であった。

（5）虐待の発生要因（表5）

虐待が発生した要因として、被虐待者の「認知症の症状」（70.2%）、「精神障害等」（51.5%）「身体的自立度の低さ」（50.7%）、虐待者の「理解力の不足や低下」（68.0%）、「知識や情報の不足」（65.8%）、「介護疲れ・介護ストレス」（65.3%）、「虐待者の介護力の低下や不足」（65.0%）、「被虐待者との虐待発生までの人間関係」（48.0%）、「他者との関係のとりづらさ・資源への繋がりがづらさ」（47.8%）等が挙げられている。

表5 虐待の発生要因(複数回答) ※R1年度から調査開始

		R5年度		R4年度		R3年度		R2年度		R1年度	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
虐待者側の要因	a) 介護疲れ・介護ストレス	265	65.3	224	71.1	181	60.1	231	60.9	223	60.3
	b) 虐待者の介護力の低下や不足	264	65.0	210	66.7	163	54.2	194	51.2	195	52.7
	c) 孤立・補助介護者の不在等	200	49.3	155	49.2	135	44.9	152	40.1	142	38.4
	d) 「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	72	17.7	58	18.4	44	14.6	51	13.5	41	11.1
	e) 知識や情報の不足	267	65.8	209	66.3	182	60.5	179	47.2	178	48.1
	f) 理解力の不足や低下	276	68.0	216	68.6	159	52.8	178	47.0	190	51.4
	g) 虐待者の外部サービス利用への抵抗感	117	28.8	112	35.6	77	25.6	100	26.4	71	19.2
	h) 障害・疾病	131	32.3	111	35.2	100	33.2	105	27.7	124	33.5
	i) 障害疑い・疾病疑い	99	24.4	92	29.2	63	20.9				
	j) 精神状態が安定していない	176	43.3	140	44.4	122	40.5	128	33.8	163	44.1
	性格や人格(に基づく言動) (※1)							152	40.1	162	43.8
	k) ひきこもり	39	9.6	30	9.5	43	14.3	32	8.4	28	7.6
	l) 被虐待者との虐待発生までの人間関係	195	48.0	177	56.2	161	53.5	168	44.3	167	45.1
	m) 家族環境(生育歴・虐待の連鎖) (※2)	109	26.8	79	25.1	82	27.2				
	n) 他者との関係のとりづらさ・資源への繋がりが乏しさ (※2)	194	47.8	164	52.1	114	37.9				
	o) 飲酒の影響	30	7.4	20	6.3	39	13.0	35	9.2	30	8.1
	p) 依存(アルコール、ギャンブル、関係性等)	30	7.4	23	7.3	20	6.6	8	2.1	7	1.9
	q) その他	21	5.2	30	9.5	42	14.0	31	8.2	19	5.1
被虐待者の状況	a) 認知症の症状	285	70.2	204	64.8	203	67.4	226	59.6	228	61.6
	b) 精神障害(疑いを含む)、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	209	51.5	148	47.0	111	36.9	119	31.4	114	30.8
	c) 身体的自立度の低さ	206	50.7	171	54.3	138	45.8	162	42.7	169	45.7
	d) 排泄介助の困難さ	178	43.8	143	45.4	110	36.5	121	31.9	118	31.9
	e) 外部サービス利用に抵抗感がある	93	22.9	80	25.4	65	21.6	65	17.2	50	13.5
	性格や人格(に基づく言動) (※1)							105	27.7	97	26.2
	f) 障害・疾病 (※2)	190	46.8	146	46.3	113	37.5				
	g) 障害疑い・疾病疑い (※2)	54	13.3	49	15.6	38	12.6				
	h) その他	13	3.2	36	11.4	26	8.6	14	3.7	11	3.0
家庭の要因	a) 経済的困窮・債務(経済的問題)	137	33.7	130	41.3	109	36.2	92	24.3	115	31.1
	b) 家庭内の経済的利害関係(財産、相続)	78	19.2	60	19.0	51	16.9	50	13.2	47	12.7
	c) (虐待者以外の)他家族との関係の悪さほか家族関係の問題	168	41.4	132	41.9	109	36.2	131	34.6	139	37.6
	d) (虐待者以外の)配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	101	24.9	97	30.8	81	26.9	88	23.2	91	24.6
	e) その他	15	3.7	16	5.1	26	8.6	15	4.0	9	2.4
その他	a) ケアサービスの不足の問題	123	30.3	128	40.6	101	33.6	95	25.1	76	20.5
	b) ケアサービスのミスマッチ等マネジメントの問題	36	8.9	36	11.4	27	9.0	29	7.7	22	5.9
	c) その他	5	1.2	14	4.4	12	4.0	7	1.8	2	0.5

(※1) : 令和3年度(令和2年度対象)調査まで調査項目として設定。

(※2) : 令和4年度(令和3年度対象)調査より調査項目として追加。

(6) 虐待の種別・類型(表6)

「身体的虐待」が276人(66.5%)と最も多く、次いで「心理的虐待」が165人(39.8%)、「介護等放棄」が83人(20.0%)、「経済的虐待」が57人(13.7%)、「性的虐待」が2人(0.5%)であった。

※1人に対し、種類・類型が複数ある場合もあるため、内訳の合計は被虐待者総数415人とは一致しない。

表6 虐待の種別・類型（複数回答）

		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合 計
R5年度	人数	276	83	165	2	57	583
	割合	66.5%	20.0%	39.8%	0.5%	13.7%	-
R4年度	人数	197	64	122	1	48	432
	割合	62.3%	20.3%	38.6%	0.3%	15.2%	-
R3年度	人数	218	59	86	2	48	413
	割合	69.9%	18.9%	27.6%	0.6%	15.4%	-
R2年度	人数	275	89	144	1	50	559
	割合	70.0%	22.6%	36.6%		12.7%	-
R1年度	人数	251	83	148		48	530
	割合	63.9%	21.1%	37.7%		12.2%	-

（注）割合は、被虐待者の総数（R5：415人、R4：316人、R3：312人、R2：393人、R1：378人）に対するもの。

（7）虐待の深刻度（表7）

虐待判断事例における虐待の深刻度が判断できる400人について、4段階による虐待の深刻度では、最も深刻な「4 最重度」は14人（3.5%）であった。

表7 虐待の深刻度

表 7 層別の深刻度

4段階による判断		4 最重度	3 重度	2 中度	1 軽度	合 計	
R5年度	人	14	47	128	211	400	
	割合	3.5%	11.8%	32.0%	52.8%	100.0%	
R4年度	人	19	46	81	158	304	
	割合	6.3%	15.1%	26.6%	52.0%	100.0%	
R3年度	人	13	43	131	125	312	
	割合	4.2%	13.8%	42.0%	40.1%	100.0%	
5段階による判断		5 生命・身体・ 生活に関する 重大な危険	4 ～	3 生命・身体・ 生活に 著しい影響	2 ～	1 生命・身体・ 生活への影響 や本人意思の 無視等	合 計
R2年度	人数	16	29	98	119	131	393
	割合	4.1%	7.4%	24.9%	30.3%	33.3%	100.0%
R1年度	人数	32	21	126	90	109	378
	割合	8.5%	5.6%	33.3%	23.8%	28.8%	100.0%

（注）深刻度の判断は、令和4年度（令和3年度対象）調査より下記の4段階による判断に変更。

深刻度区分	説明
1（軽度）	医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態。
2（中度）	権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身への被害・影響や生活に支障が生じている。
3（重度）	権利侵害行為によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態。
4（最重度）	権利侵害行為によって高齢者の生命の危険や心身への重篤な影響、生活の危機的状況が生じている。直ちに保護が必要な状態。

（8）被虐待者の状況について

ア．被虐待者の性別（表8）

虐待判断事例の実人数415人について、性別では、「女性」が294人（70.8%）、「男性」が121人（29.2%）であった。

表8 被虐待者の性別

		男性	女性	不 明	合 計
R5年度	人	121	294		415
	割合	29.2%	70.8%		100.0%
R4年度	人	88	228		316
	割合	27.8%	72.2%		100.0%
R3年度	人	91	221		312
	割合	29.2%	70.8%		100.0%
R2年度	人	96	297		393
	割合	24.4%	75.6%		100.0%
R1年度	人	105	273		378
	割合	27.8%	72.2%		100.0%

イ. 被虐待者の年齢階層（表 9）

年齢階層別では、「85～89歳」が95人（22.9%）と最も多く、次いで「80～84歳」が85人（20.5%）、「75～79歳」が76人（18.3%）であった。また75歳以上の年齢階層を合わせると338人（81.4%）であり、被虐待者の約8割を占めた。

表 9 被虐待者の年齢階層

		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不 明	合 計
R5年度	人	28	49	76	85	95	82		415
	割合	6.7%	11.8%	18.3%	20.5%	22.9%	19.8%		100.0%
R4年度	人	20	39	60	71	70	56		316
	割合	6.3%	12.3%	19.0%	22.5%	22.2%	17.7%		100.0%
R3年度	人	18	36	64	79	73	42		312
	割合	5.8%	11.5%	20.5%	25.3%	23.4%	13.5%		100.0%
R2年度	人	34	51	77	92	94	44	1	393
	割合	8.7%	13.0%	19.6%	23.4%	23.9%	11.2%	0.3%	100.0%
R1年度	人	35	47	67	87	99	43		378
	割合	9.3%	12.4%	17.7%	23.0%	26.2%	11.4%		100.0%

ウ. 被虐待者の介護保険申請状況（表 10）

「認定済み」が336人（81.0%）であり、全体の約8割が介護保険の認定を受けていた。また、「未申請」は、71人（17.1%）であった。

表 10 被虐待者の介護保険申請状況

	R5年度		R4年度		R3年度		R2年度		R1年度	
	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合
未申請	71	17.1%	43	13.6%	60	19.2%	84	21.4%	84	22.2%
申請中	6	1.4%	7	2.2%	12	3.8%	15	3.8%	8	2.1%
認定済み	336	81.0%	261	82.6%	236	75.6%	291	74.0%	283	74.9%
認定非該当(自立)	2	0.5%	5	1.6%	4	1.3%	3	0.8%	3	0.8%
不明										
合計	415	100.0%	316	100.0%	312	100.0%	393	100.0%	378	100.0%

エ. 介護保険認定済みの者の要支援・要介護状態区分（表 11）

上記のウ. 被虐待者の介護保険申請状況(表10)において、「認定済み」であった者336人を対象とした「要支援・要介護状態区分」では、「要介護1」が95人（28.3%）と最も多く、「要介護3以上」は133人（39.6%）であった。

表 11 要支援・要介護状態区分

	R5年度		R4年度		R3年度		R2年度		R1年度	
	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合
要支援 1	20	6.0%	9	3.4%	14	5.9%	16	5.5%	14	4.9%
要支援 2	12	3.6%	20	7.7%	13	5.5%	16	5.5%	17	6.0%
要介護 1	95	28.3%	56	21.5%	54	22.9%	64	22.0%	65	23.0%
要介護 2	76	22.6%	81	31.0%	50	21.2%	76	26.1%	60	21.2%
要介護 3	76	22.6%	42	16.1%	47	19.9%	64	22.0%	71	25.1%
要介護 4	34	10.1%	40	15.3%	42	17.8%	40	13.7%	33	11.7%
要介護 5	23	6.8%	12	4.6%	16	6.8%	15	5.2%	23	8.1%
不明			1	0.4%						
合計	336	100.0%	261	100.0%	236	100.0%	291	100.0%	283	100.0%
要介護3以上(再掲)	(133)	(39.6%)	(94)	(36.0%)	(105)	(44.5%)	(119)	(40.9%)	(127)	(44.9%)

オ. 介護保険認定済みの者の認知症日常生活自立度（表１２）

上記のエと同様に介護保険が「認定済み」であった者336人を対象とした「認知症日常生活自立度」は、「自立度Ⅱ以上」が272人（81.0％）であり、約8割が認知症を考慮した対応が必要な状態であった。

表１２ 認知症日常生活自立度

	R5年度		R4年度		R3年度		R2年度		R1年度	
	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合
自立または認知症なし	15	4.5%	6	2.3%	13	5.5%	17	5.8%	13	4.6%
自立度Ⅰ	49	14.6%	45	17.2%	34	14.4%	57	19.6%	48	17.0%
自立度Ⅱ	149	44.3%	111	42.5%	101	42.8%	110	37.8%	116	41.0%
自立度Ⅲ	103	30.7%	75	28.7%	74	31.4%	85	29.2%	77	27.2%
自立度Ⅳ	15	4.5%	22	8.4%	11	4.7%	18	6.2%	20	7.1%
自立度Ⅴ	5	1.5%	2	0.8%	2	0.8%	3	1.0%	9	3.2%
認知症あるが自立度不明					1	0.4%				
自立度Ⅱ以上（再掲）	(272)	(81.0%)	(210)	(80.5%)	(188)	(79.7%)	(216)	(74.2%)	(222)	(78.4%)
認知症の有無が不明							1	0.3%		
合計	336	100.0%	261	100.0%	236	100.0%	291	100.0%	283	100.0%

（注） 自立度Ⅰ：何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している

自立度Ⅱ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる

自立度Ⅲ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする

自立度Ⅳ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする

自立度Ⅴ：著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする

カ. 介護保険認定済みの者の障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）（表１３）

上記のエと同様に介護保険が「認定済み」であった者336人を対象とした「障害高齢者の日常生活自立度」は、「ランクＡ」が173人（51.5％）で、屋内での生活はおおむね自立しているが、介護なしには外出しない状態が最も多かった。

表１３ 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

	R5年度		R4年度		R3年度		R2年度		R1年度	
	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合
自立	7	2.1%	3	1.1%	3	1.3%	6	2.1%	6	2.1%
ランクＪ	71	21.1%	50	19.2%	38	16.1%	57	19.6%	54	19.1%
ランクＡ	173	51.5%	125	47.9%	112	47.5%	133	45.7%	134	47.3%
ランクＢ	70	20.8%	67	25.7%	67	28.4%	84	28.9%	70	24.7%
ランクＣ	15	4.5%	16	6.1%	15	6.4%	11	3.8%	19	6.7%
不明					1	0.4%				
合計	336	100.0%	261	100.0%	236	100.0%	291	100.0%	283	100.0%

（注） ランクＪ：何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する

ランクＡ：屋内での生活はおおむね自立しているが、介護なしには外出しない

ランクＢ：屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ

ランクＣ：１日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する

キ. 介護保険認定済みの者の介護保険サービスの利用状況（表１４）

上記のエと同様に介護保険が「認定済み」であった者336人を対象とした「介護保険サービスの利用状況」は、「介護保険サービスを受けている」が290人（86.3％）であり、8割以上が介護保険サービスを受けていた。

表１４ 介護保険サービスの利用状況

	R5年度		R4年度		R3年度		R2年度		R1年度	
	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合
介護保険サービスを受けている	290	86.3%	225	86.2%	207	87.7%	250	85.9%	239	86.3%
過去受けていたが判断時点では受けていない	13	3.9%	4	1.5%	5	2.1%	11	3.8%	11	3.5%
過去も含め受けていない	31	9.2%	32	12.3%	24	10.2%	30	10.3%	33	10.2%
不明	2	0.6%								
合計	336	100.0%	261	100.0%	236	100.0%	291	100.0%	283	100.0%

ク. 虐待者と同居・別居（表１５）

虐待判断事例の実人数415人について、「虐待者と同居」が351人（84.6％）であり、8割強が虐待者と同居している状態であった。

表１５ 虐待者と同居・別居

	R5年度		R4年度		R3年度		R2年度		R1年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
虐待者と同居	351	84.6%	279	88.3%	266	85.3%	347	88.3%	337	89.2%
（虐待者とのみ同居）	212	51.1%	156	49.4%	148	47.4%	195	49.6%	184	48.7%
（虐待者および他家族と同居）	139	33.5%	123	38.9%	118	37.8%	152	38.7%	153	40.5%
虐待者と別居	61	14.7%	34	10.8%	46	14.7%	45	11.5%	39	10.3%
その他	3	0.7%	3			0.0%	1	0.3%	2	0.5%
不明										
合計	415	100.0%	316	99.1%	312	100.0%	393	100.0%	378	100.0%

ケ. 世帯構成（表１６）

虐待判断事例の実人数415人について、「夫婦のみ世帯」が124人（29.9％）と最も多く、次いで「未婚の子と同居」が112人（27.0％）、「子夫婦と同居」が74人（17.8％）、「単独世帯」が36人（8.7％）であった。「子と同居」しているのは、220人（53.0％）であるが、その他の中にも子と同居しているケースが含まれている場合があり、「子と同居」が5割強を占めている。

表１６ 世帯構成

	R5年度		R4年度		R3年度		R2年度		R1年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
単独世帯	36	8.7%	27	8.5%	27	8.7%	28	7.1%	27	7.1%
夫婦のみ世帯	124	29.9%	90	28.5%	84	26.9%	117	29.8%	107	28.3%
未婚の子と同居	112	27.0%	94	29.7%	103	33.0%	104	26.5%	117	31.0%
配偶者と離別・死別等した子と同居	34	8.2%	28	8.9%	40	12.8%	43	10.9%	34	9.0%
子夫婦と同居	74	17.8%	54	17.1%	37	11.9%	68	17.3%	62	16.4%
その他	35	8.4%	23	7.3%	21	6.7%	33	8.4%	31	8.2%
不明										
合計	415	100.0%	316	100.0%	312	100.0%	393	100.0%	378	100.0%

コ. 被虐待者から見た虐待者の続柄（表１７）

被虐待者から見た虐待者の続柄は、「息子」が148人（34.0％）と最も多く、次いで「夫」が112人（25.7％）、「娘」が84人（19.3％）、「妻」が46人（10.6％）の順であった。
※1人の被虐待者に対し、虐待者が複数の場合があるため、被虐待者の総数415人に対し、虐待者の総数は435人であった。

表１７ 被虐待者から見た虐待者の続柄（複数回答）

		夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者	娘の 配偶者	兄弟 姉妹	孫	その他	不明	合 計
R5年度	人	112	46	148	84	11	8	7	6	12	1	435
	割合	25.7%	10.6%	34.0%	19.3%	2.5%	1.8%	1.6%	1.4%	2.8%	0.2%	100.0%
R4年度	人	79	43	126	51	13	3	8	2	15		340
	割合	23.2%	12.6%	37.1%	15.0%	3.8%	0.9%	2.4%	0.6%	4.4%		100.0%
R3年度	人	71	35	133	46	14	2	8	8	11		328
	割合	21.6%	10.7%	40.5%	14.0%	4.3%	0.6%	2.4%	2.4%	3.4%		100.0%
R2年度	人	105	52	147	61	15	3	8	8	16		415
	割合	25.3%	12.5%	35.4%	14.7%	3.6%	0.7%	1.9%	1.9%	3.9%		100.0%
R1年度	人	96	50	127	66	20	6	10	12	12		399
	割合	24.1%	12.5%	31.8%	16.5%	5.0%	1.5%	2.5%	3.0%	3.0%		100.0%

（注）割合は、虐待者の総数（R5：435人、R4：340人、R3：328人、R2：415人、R1：399人）に対するもの。

サ. 虐待者の年齢（表18）

虐待者の年齢は、「70歳以上」が171人（39.3%）、「50～59歳」が107人（24.6%）、「60～69歳」が86人（19.8%）、「50歳未満」が61人（14.0%）であった。

表18 虐待者の年齢

		50歳未満	50～59歳	60～69歳	70歳以上	不明	合計
R5年度	人	61	107	86	171	10	435
	割合	14.0%	24.6%	19.8%	39.3%	2.3%	100.0%
R4年度	人	46	98	59	135	2	340
	割合	13.5%	28.8%	17.4%	39.7%	0.6%	100.0%
R3年度	人	62	84	59	115	8	328
	割合	18.9%	25.6%	18.0%	35.1%	2.4%	100.0%
R2年度	人	68	104	75	165	3	415
	割合	16.4%	25.1%	18.1%	39.8%	0.7%	100.0%
R1年度	人	72	101	75	146	5	399
	割合	18.0%	25.3%	18.8%	36.6%	1.3%	100.0%

（9）虐待への対応策について

令和5年度中に対応が必要とされた被虐待者の人数は、令和5年度中に新たに被虐待者と判断された人（415人）と令和4年度までに被虐待者と判断され、引き続き対応が必要とされた人（253人）の合計668人であった。

ア. 分離の有無（表19）

虐待への対応策として、「被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が95人（14.2%）であった。

表19 分離の有無

	R5年度		R4年度		R3年度		R2年度		R1年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	95	14.2%	72	12.2%	72	12.1%	158	22.7%	182	27.2%
被虐待者と虐待者を分離していない事例	398	59.6%	323	54.6%	361	60.7%	411	59.1%	409	61.1%
現在対応について検討・調整中の事例	3	0.4%	5	0.8%	5	0.8%	10	1.4%	1	0.1%
虐待判断時点で既に分離状態の事例（別居、入院、入所等）	72	10.8%	56	9.5%	68	11.4%	62	8.9%	50	7.5%
その他	100	15.0%	136	23.0%	89	15.0%	55	7.9%	27	4.0%
合計	668	100.0%	592	100.0%	595	100.0%	696	100.0%	669	100.0%

イ. 分離を行った事例の対応（表20）

分離を行った事例95人における対応としては、「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が32人（33.7%）と最も多く、次いで「契約による介護保険サービスの利用」が25人（26.3%）であった。なお、分離を行った事例95人のうち、面会の制限を行ったのは35人であった。

表20 分離を行った事例の対応

	R5年度		R4年度		R3年度		R2年度		R1年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
契約による介護保険サービスの利用	25	26.3%	23	31.9%	21	29.2%	31	19.6%	51	28.0%
上記のうち面会の制限を行った事例	1	—	—	—	2	—	4	—	1	—
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	32	33.7%	30	41.7%	26	36.1%	62	39.2%	71	39.0%
上記のうち面会の制限を行った事例	21	—	17	—	15	—	40	—	42	—
緊急一時保護	10	10.5%	4	5.6%	5	6.9%	6	3.8%	8	4.4%
上記のうち面会の制限を行った事例	8	—	1	—	1	—	3	—	4	—
医療機関への一時入院	16	16.8%	8	11.1%	9	12.5%	27	17.1%	22	12.1%
上記のうち面会の制限を行った事例	3	—	1	—	1	—	4	—	1	—
上記以外の住まい・施設等の利用	6	6.3%	5	6.9%	6	8.3%	15	9.5%	15	8.2%
上記のうち面会の制限を行った事例	—	—	2	—	4	—	5	—	7	—
虐待者を高齢者から分離（転居等）	3	3.2%	1	1.4%	2	2.8%	12	7.6%	11	6.0%
上記のうち面会の制限を行った事例	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—
その他	3	3.2%	1	1.4%	3	4.2%	5	3.2%	4	2.2%
上記のうち面会の制限を行った事例	1	—	1	—	1	—	1	—	—	—
合計	95	100.0%	72	100.0%	72	100.0%	158	100.0%	182	100.0%
上記のうち面会の制限を行った事例	35	—	22	—	24	—	58	—	55	—

（注）割合は、分離を行った事例の総数（R5：95人、R4：72人、R3：72人、R2：158人、R1：182人）に対するもの。

ウ. 分離を行っていない事例の対応（表21）

分離していない事例398人への対応では、「養護者に対する助言・指導」が301人(75.6%)と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が156人(39.2%)であった。

表21 分離を行っていない事例の対応（複数回答）

	R5年度		R4年度		R3年度		R2年度		R1年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
養護者に対する助言・指導	301	75.6%	241	74.6%	259	71.7%	281	68.4%	271	66.3%
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	10	2.5%	6	1.9%	9	2.5%	6	1.5%	8	2.0%
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	39	9.8%	31	9.6%	36	10.0%	38	9.2%	24	5.9%
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	156	39.2%	121	37.5%	113	31.3%	127	30.9%	153	37.4%
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	18	4.5%	19	5.9%	12	3.3%	16	3.9%	19	4.6%
その他の対応	79	19.8%	65	20.1%	81	22.4%	84	20.4%	92	22.5%
経過観察（見守り）	40	10.1%	29	9.0%	36	10.0%	64	15.6%	67	16.4%

（注）割合は、分離を行っていない事例の数（R5：398人、R4：323人、R3：361人、R2：411人、R1：409人）に対するもの。

エ. 権利擁護に関する対応（表22）

権利擁護に関する対応として、「調査対象年度以前に成年後見制度利用開始済」が13人、「調査対象年度内に成年後見制度利用開始済」が21人、「成年後見制度利用手続き中」が19人であった。調査対象年度内に成年後見制度を利用開始済または利用手続き中の合計40人のうち「市町長申立あり」は20人であった。

また、「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」の利用は11人であった。

表 2 2 権利擁護に関する対応

	R5年度	R4年度	R3年度	R2年度	R1年度
	人数	人数	人数	人数	人数
①調査対象年度以前に成年後見制度 利用開始済（※）	13	13	8	42	25
②調査対象年度内に成年後見制度 利用開始済	21	27	16		
③成年後見制度 利用手続き中	19	14	20	16	21
上記②③のうち市町長申立あり	20	23	19	31	17
④日常生活自立支援事業 利用開始	11	14	13	21	15

（※）：令和4年度（令和3年度対象）調査より調査項目として追加。

オ．養護者支援（表 2 3）

養護者支援の取組内容については、「養護者への相談・助言」が497人（74.4%）と最も多く、次いで「養護者の抱える生活課題等についてのアセスメント」が456人（68.3%）、「養護者への定期的な声掛け、ねぎらい等による関係性の構築・維持づくり」が454人（68.0%）、「定期的な訪問によるモニタリング」が399人（59.7%）、「他部署多機関等との連携による支援チームの形成」が385人（57.6%）、「養護者支援のゴールの設定、支援方法の確認」が381人（57.0%）であった。

表 2 3 養護者支援の取組内容（複数回答）※令和4年度（令和3年度対象）調査より追加。

	R5年度		R4年度		R3年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
a) 養護者への定期的な声掛け、ねぎらい等による関係性の構築・維持づくり	454	68.0%	377	63.7%	321	53.9%
b) 養護者の抱える生活課題等についてのアセスメント	456	68.3%	388	65.5%	275	46.2%
c) 他部署多機関等との連携による支援チームの形成	385	57.6%	337	56.9%	240	40.3%
d) 養護者支援のゴールの設定、支援方法の確認	381	57.0%	324	54.7%	206	34.6%
e) 養護者への相談・助言	497	74.4%	437	73.8%	396	66.6%
f) 家族・親族・近隣住民等との関係性の調整	243	36.4%	269	45.4%	217	36.5%
g) 各種社会資源の紹介・つなぎ・調整	310	46.4%	287	48.5%	212	35.6%
h) 定期的な訪問によるモニタリング	399	59.7%	366	61.8%	309	51.9%
i) 養護者支援の終結の判断	223	33.4%	264	44.6%	208	35.0%
j) その他	22	3.3%	9	1.5%	21	3.5%
合計	668	100%	592	100%	595	100%

カ．調査対象年度末日（令和5年度末日）での状況（表 2 4）

「対応継続」が328人（49.1%）、「終結」が340人（50.9%）であった。

表 2 4 調査対象年度末日での状況

	R5年度		R4年度		R3年度		R2年度		R1年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
対応継続	328	49.1%	308	52.0%	312	52.4%	340	48.9%	373	55.8%
終結	340	50.9%	284	48.0%	283	47.6%	356	51.1%	296	44.2%
合計	668	100.0%	592	100.0%	595	100.0%	696	100.0%	669	100.0%

（注）割合は、調査対象年度までに通報等を受理し、調査対象年度に対応した事例数（R5：668人、R4：592人、R3：595人、R2：696人、R1：669人）に対するもの。

2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設を含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設・介護医療院、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

（1）相談・通報件数（表25）

令和5年度に、県内で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は36件であった。

表25 相談・通報件数

	R5年度		R4年度		R3年度		R2年度		R1年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
対象年度内に通報等を受理した事例	36	83.7%	25	78.1%	22	68.8%	27	67.5%	41	77.4%
対象年度以前に通報等を受理し、事実確認調査が対象年度となった事例	0	0.0%	0	0.0%	3	9.4%	6	15.0%	3	5.7%
対象年度以前に通報受理・事実確認した虐待事例で、対応が対象年度となった事例	7	16.3%	7	21.9%	7	21.9%	7	17.5%	9	17.0%
合計	43	100.0%	32	100.0%	32	100.0%	40	100.0%	53	100.0%

（2）相談・通報者（表26）

相談・通報者の内訳は、「当該施設職員」が11人（30.6%）と最も多く、次いで「家族・親族」が9人（25.0%）、「当該施設元職員」が4人（11.1%）であった。
※1件の事例に対し、複数の者から相談・通報があった場合、相談・通報者の内訳に重複して計上されるため、内訳の合計は相談・通報件数とは一致しない。

表26 相談・通報者（複数回答）

		本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	施設・事業所の管理者	医療機関従事者（医師含）	介護支援専門員	介護相談員	地域包括支援センター職員	社会福祉協議会職員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	警察	その他	不明（匿名含）	合計
R5年度	人	2	9	11	4	2	3	2		2			2	2	2	3	44
	割合	5.6%	25.0%	30.6%	11.1%	5.6%	8.3%	5.6%		5.6%			5.6%	5.6%	5.6%	8.3%	—
R4年度	人	1	7	7	1	4		1						1	3	2	27
	割合		28.0%	28.0%	4.0%	16.0%	0.0%	4.0%		0.0%				4.0%		8.0%	—
R3年度	人		2	13	2	2	1	1		2				1		3	27
	割合	0.0%	9.1%	59.1%	9.1%		4.5%	4.5%		9.1%				4.5%	0.0%	13.6%	—
R2年度	人	1	4	6	2		3	6		4				1	3	2	32
	割合	3.7%	14.8%	22.2%	7.4%		11.1%	22.2%		14.8%				3.7%	11.1%	7.4%	—
R1年度	人	1	7	11	2	11		1	1	1			1		6	1	43
	割合	2.4%	17.1%	26.8%	4.9%	26.8%		2.4%	2.4%	2.4%			2.4%		14.6%	2.4%	—

（注）割合は、相談・通報件数の総数（R5：36件、R4：25件、R3：22件、R2：27件、R1：41件）に対するもの。

(3) 事実確認調査の状況 (表27)

相談・通報のあった事例についての対応としては、35件について事実確認調査が行われ、その結果、8件について虐待の事実が認められた。(被虐待者実人数:19人)

虐待の事実が認められなかった事例は20件で、虐待の事実の判断に至らなかった事例は7件であった。

表27 事実確認調査の状況

	R5年度	R4年度	R3年度	R2年度	R1年度
相談・通報総数	36	25	25	33	44
事実確認調査を行った事例	35	25	24	31	35
虐待の事実が認められた事例	8	7	6	8	11
虐待の事実が認められなかった事例	20	14	17	10	7
虐待の事実の判断に至らなかった事例	7	4	1	13	17
事実確認調査を行っていない事例	1		1	2	9
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認調査不要と判断した事例			1		3
後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例					2
都道府県へ事実確認調査を依頼					1
その他	1			2	3

(4) 虐待の発生要因 (表28)

虐待が発生した要因として、被虐待高齢者の「認知症によるBPSD(行動・心理症状)」がある状況、虐待を行った職員の「ストレス・感情コントロール」の課題、組織運営上の「チームケア体制・連携体制が不十分」や「職員の指導管理体制が不十分」である課題、運営法人(経営層)の「業務環境変化への対応取組が不十分」である課題が挙げられている。

表28 虐待の発生要因(複数回答)

	R5年度	R4年度	R3年度	R2年度	R1年度
運営法人(経営層)の課題	経営層の倫理観・理念の欠如	3	2	2	2
	経営層の虐待や身体拘束に関する知識不足	2	3	4	7
	経営層の現場の実態の理解不足	5	4	4	1
	業務環境変化への対応取組が不十分	6	3	4	4
	不安定な経営状態	2	0	1	0
	その他	1	0	0	0
組織運営上の課題	介護方針の不適切さ	2	2	3	0
	高齢者へのアセスメントが不十分	4	2	4	6
	チームケア体制・連携体制が不十分	7	4	5	6
	虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分	4	4	5	7
	事故や苦情対応の体制が不十分	6	2	4	1
	開かれた施設・事業所運営がなされていない	6	2	1	5
	業務負担軽減に向けた取組が不十分	6	3	5	3
	職員の指導管理体制が不十分	7	4	5	8
	職員研修の機会や体制が不十分	5	5	6	1
	職員同士の関係・コミュニケーションが取りにくい	6	3	2	5
	職員が相談できる体制が不十分	6	3	4	1
	その他	1	1	0	1
虐待を行った職員の課題	職員の倫理観・理念の欠如	6	3	4	7
	職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足	7	3	6	11
	職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足	6	3	5	9
	職員の業務負担の大きさ	7	4	3	7
	職員のストレス・感情コントロール	8	5	4	7
	職員の性格や資質の問題	7	4	4	9
	待遇への不満	2	1	1	3
	その他	0	0	0	1
被虐待高齢者の状況	介護に手が掛かる、排泄や呼び出しが頻回	6	4	3	5
	認知症によるBPSD(行動・心理症状)がある	7	6	4	5
	医療依存度が高い	1	0	0	0
	意思表示が困難	6	1	1	2
	職員に暴力・暴言を行う	3	1	4	2
	他の利用者とのトラブルが多い	0	1	2	1
	その他	0	0	0	0

(5) 施設・事業所の種別 (表29)

施設・事業所の種別は「特別養護老人ホーム」が5件(62.5%)、「介護老人保健施設」、「認知症対応型共同生活介護」、「その他」が各1件(12.5%)であった。

表29 養介護施設従事者による高齢者虐待が認められた施設・事業所の種別

	R5年度		R4年度		R3年度		R2年度		R1年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
特別養護老人ホーム	5	62.5%	2	28.6%	2	33.3%	2	25.0%	2	18.2%
介護老人保健施設	1	12.5%	1	14.3%			1	12.5%	3	27.3%
介護医療院・介護療養型医療施設										
認知症対応型共同生活介護	1	12.5%								
(住宅型)有料老人ホーム					2	33.3%			2	18.2%
(介護付き)有料老人ホーム			1	14.3%			1	12.5%		
小規模多機能型居宅介護等							1	12.5%		
軽費老人ホーム										
養護老人ホーム										
短期入所施設			1	14.3%			1	12.5%		
訪問介護等					1	16.7%	1	12.5%	1	9.1%
通所介護等			1	14.3%	1	16.7%	1	12.5%	2	18.2%
居宅介護支援等										
その他	1	12.5%	1	14.3%			0.0%		1	9.1%
合計	8	100.0%	7	100.0%	6	100.0%	8	100.0%	11	100.0%

(注) 割合は、虐待のあった施設の総数(R5:8件、R4:7件、R3:6件、R2:8件、R1:11件)に対するもの。

（６）虐待の種別・類型（表３０）

虐待の種別・類型は「身体的虐待」が11件（57.9%）と最も多く、次いで「介護等放棄」が8件（42.1%）、「心理的虐待」が4件（21.1%）であった。

表３０ 虐待の種別・類型（複数回答）

		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
R5年度	人	11	8	4			23
	割合	57.9%	42.1%	21.1%			-
R4年度	人	9	2	4			15
	割合	81.8%	18.2%	36.4%			-
R3年度	人	5	1	3			9
	割合	71.4%	14.3%	42.9%			-
R2年度	人	5	2	6			13
	割合	41.7%	16.7%	50.0%			-
R1年度	人	3		8			11
	割合	30.0%		80.0%			-

（注）割合は、被虐待者の実人数（R5：19人、R4：11人、R3：7人、R2：12人、R1：10人）に対するもの。

（７）被虐待者の性別・年齢（表３１、表３２）

性別は、「女性」が13人（68.4%）、「男性」が6人（31.6%）であった。

年齢は、「90～94歳」が8人（42.1%）と最も多く、次いで「不明」が4人（21.1%）、「85～89歳」が3人（15.8%）であった。

表３１ 被虐待者の性別

		男	女	不明	合計
R5年度	人	6	13		19
	割合	31.6%	68.4%		100.0%
R4年度	人	2	9		11
	割合	18.2%	81.8%		100.0%
R3年度	人	2	5		7
	割合	28.6%	71.4%		100.0%
R2年度	人	4	8		12
	割合	33.3%	66.7%		100.0%
R1年度	人	3	7		10
	割合	30.0%	70.0%		100.0%

表３２ 被虐待者の年齢

		65歳未満 障害者	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳 以上	その他・ 不明	合計
R5年度	人					1	3	8	1	2	4	19
	割合					5.3%	15.8%	42.1%	5.3%	10.5%	21.1%	100.0%
R4年度	人				1	2	4	1	3			11
	割合				9.1%	18.2%	36.4%	9.1%	27.3%			100.0%
R3年度	人			1	1		3	2				7
	割合			14.3%	14.3%		42.9%	28.6%				100.0%
R2年度	人			1	1	4	3	2	1			12
	割合			8.3%	8.3%	33.3%	25.0%	16.7%	8.3%			100.0%
R1年度	人			1	4		2	2	1			10
	割合			10.0%	40.0%		20.0%	20.0%	10.0%			100.0%

(8) 虐待者の職種 (表33)

虐待者の職種は全て「介護職」で9人(100.0%)であった。

表33 虐待者の職種

	R5年度		R4年度		R3年度		R2年度		R1年度	
	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合
介護職	9	100.0%	8	80.0%	11	78.6%	8	66.7%	6	54.5%
(介護福祉士)			(3)	30.0%	(3)	21.4%	(2)	16.7%	(1)	9.1%
(介護福祉士以外)	(2)	22.2%			(6)	42.9%	(2)	16.7%	(1)	9.1%
(介護福祉士か不明)	(7)	77.8%	(5)	50.0%	(2)	14.3%	(4)	33.3%	(4)	36.4%
看護職					1	7.1%	1	8.3%	1	9.1%
管理職			1	10.0%			3	25.0%	3	27.3%
施設長			1	10.0%	1	7.1%				
経営者・開設者					1	7.1%				
その他									1	9.1%
不明										
合計	9	100.0%	10	100.0%	14	100.0%	12	100.0%	14	100.0%

(9) 虐待事案への対応状況 (表34)

令和5年度に市町が対応を行った虐待事案15件(対象年度以前に通報受理・事実確認調査を行った事案を含む)について、13件は市町により「施設等に対する指導」、13件は「改善計画提出依頼」が行われた。
介護保険法の規定に基づく権限の行使が3件、老人福祉法の規定に基づく権限の行使が行われた事案はなかった。

表34 虐待事案への対応状況(複数回答)

		R5年度		R4年度		R3年度		R2年度		R1年度	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
市町による指導等	施設等に対する指導	13	86.7%	12	85.7%	13	100.0%	14	93.3%	19	95.0%
	改善計画提出依頼	13	86.7%	11	78.6%	13	100.0%	15	100.0%	18	90.0%
	従事者等への注意・指導	9	60.0%	10	71.4%	7	53.8%	11	73.3%	16	80.0%
介護保険法の規定に基づく権限の行使	報告徴収、質問、立入検査	2	13.3%	1	7.1%					4	20.0%
	改善勧告	1	6.7%							3	15.0%
	改善勧告に従わない場合の公表									1	5.0%
	改善命令									1	5.0%
	指定の効力の全部または一部停止									1	5.0%
	指定取消									1	5.0%
	現在対応中										
	その他										
老人福祉法の規定に基づく権限の行使	報告徴収、質問、立入検査									4	20.0%
	改善命令									2	10.0%
	事業の制限、停止、廃止									1	5.0%
	認可取消										
	現在対応中										
	その他										

(注) 割合は、対象年度に対応を行った虐待事案(対象年度以前に通報受理・事実確認調査を行った事案を含む)の総数(R5:15件、R4:14件、R3:13件、R2:15件、R1:20件)に対するもの。

3. 市町における高齢者虐待防止のための体制整備等の実施状況（表35）

市町における高齢者虐待防止のための体制整備等について、令和5年度末現在の状況を調査した結果は、次のとおりであった。

「地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備」は全19市町（100.0%）、「養護者による高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」や「高齢者虐待について、講演会や市町広報誌等による住民への啓発活動」、「養護者による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用」「虐待を行った養護者に対する相談、指導、助言」、「居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービスおよび保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等」は18市町（94.7%）が実施しており、これらは実施率が高かった。

一方、「養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、サービス利用者や家族、地域住民等への周知・啓発（ポスター、リーフレット等の作成・配布）」が4市町（21.1%）、「指導監督権限を有する施設・事業所において虐待防止の取組を促進させるためのリーダー養成研修等の開催」は実施市町がなく、これらは実施率が低かった。

表35 市町における体制整備等の実施状況

	R5年度末 (19市町)		R4年度末 (19市町)		R3年度末 (19市町)		R2年度末 (19市町)		R1年度末 (19市町)	
	実施 市町数	割合	実施 市町数	割合	実施 市町数	割合	実施 市町数	割合	実施 市町数	割合
体制・ 施策 強化	養護者による高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知	18 94.7%	19 100.0%	19 100.0%	19 100.0%	19 100.0%	18 94.7%			
	地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修	17 89.5%	17 89.5%	15 78.9%	13 68.4%	14 73.7%				
	高齢者虐待について、講演会や市町広報誌等による住民への啓発活動	18 94.7%	16 84.2%	17 89.5%	16 84.2%	15 78.9%				
	独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成（※4）	— —	— —	— —	19 100.0%	19 100.0%				
	養護者による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用（※3）	18 94.7%	16 84.2%	17 89.5%	— —	— —				
	虐待を行った養護者に対する相談、指導、助言	18 94.7%	18 94.7%	18 94.7%	18 94.7%	18 94.7%				
	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービスおよび保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	18 94.7%	18 94.7%	19 100.0%	18 94.7%	18 94.7%				
	成年後見制度の市町長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	16 84.2%	16 84.2%	17 89.5%	16 84.2%	17 89.5%				
	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備（※1）	19 100.0%	18 94.7%	18 94.7%	17 89.5%	15 78.9%				
	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化（※1）	16 84.2%	14 73.7%	14 73.7%	15 78.9%	14 73.7%				
	終結した虐待事案の事後検証について（※2）	9 47.4%	10 52.6%	10 52.6%	10 52.6%	— —				
	養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、サービス利用者や家族、地域住民等への周知・啓発（ポスター、リーフレット等の作成・配布）（※3）	4 21.1%	4 21.1%	3 15.8%	— —	— —				
	介護サービス相談員派遣事業等による施設・事業所内、家庭内の介護サービス状況等の確認（※3）	7 36.8%	7 36.8%	7 36.8%	— —	— —				
	指導監督権限を有する施設・事業所への養介護施設従事者等による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等に関する周知（※3）	6 31.6%	4 21.1%	7 36.8%	— —	— —				
	指導監督権限を有する施設・事業所において虐待防止の取組を促進させるためのリーダー養成研修等の開催（※3）	0 0.0%	1 5.3%	2 10.5%	— —	— —				
	指導監督権限を有する施設・事業所における虐待防止の取組状況の把握（虐待防止委員会等）（※3）	9 47.4%	7 36.8%	5 26.3%	— —	— —				
	養介護施設従事者等による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用（※3）	13 68.4%	13 68.4%	13 68.4%	— —	— —				
	養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の関係部署間での共有（※3）	15 78.9%	16 84.2%	16 84.2%	— —	— —				
	養介護施設従事者等による高齢者虐待対応において、医療・福祉・法律専門職等から支援を受けられる体制（※3）	12 63.2%	13 68.4%	13 68.4%	— —	— —				
行政 機 関 連 携	法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	11 57.9%	10 52.6%	11 57.9%	11 57.9%	11 57.9%				
	老人福祉法の規定による措置を執るために必要な居室確保のための関係機関との調整	14 73.7%	14 73.7%	14 73.7%	13 68.4%	14 73.7%				
	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化（※1）	11 57.9%	10 52.6%	11 57.9%	10 52.6%	8 42.1%				
ネ ッ ト ワ ー ク 構 築	民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	13 68.4%	14 73.7%	15 78.9%	14 73.7%	14 73.7%				
	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	10 52.6%	10 52.6%	11 57.9%	11 57.9%	11 57.9%				
	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	11 57.9%	10 52.6%	12 63.2%	11 57.9%	11 57.9%				
周 知	居宅介護サービス事業者に法について周知	17 89.5%	18 94.7%	15 78.9%	14 73.7%	14 73.7%				
	介護保険施設に法について周知	15 78.9%	12 63.2%	11 57.9%	12 63.2%	14 73.7%				

（※1）：令和2年度（令和元年度対象）調査より調査項目として追加。

（※2）：令和3年度（令和2年度対象）調査より調査項目として追加。

（※3）：令和4年度（令和3年度対象）調査より調査項目として追加。

（※4）：令和3年度（令和2年度対象）調査まで調査項目として設定。